

新型コロナウイルス感染症等の影響による緊急経済対策（案）の概要

◎経営安定支援資金（緊急経済対策分）

融資規模	16億2千9百万円（見込み）	利子補給期間 2年間 変更 5年間
資金使途	運転資金	
貸付限度額	2,000万円	
貸付利率	1.1%（うち1.1%利子補給 自己負担なし）	
貸付期間	7年以内（うち1年以内の据え置き期間を含む）	
返済方法	分割返済とする。	
担保	必要に応じて徴する。	
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証料	佐久市4/5、個人負担1/5 ただし、セーフティネット保証、危機関連保証を利用する場合、全額市負担	
対象者	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①新型コロナウイルス感染症等の影響により、緊急に事業資金を必要とする者 ア 信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の規定による認定企業で、経営の安定に支障を生じている者 イ 経理状況が明確であり、最近3か月の売上が前年同期で5%以上減少している者 ②危機関連保証制度要綱に規定する危機関連保証制度を利用する者で、経営の安定に支障を生じている者	
期限	令和3年3月31日まで	
その他	<u>既に同資金を借り入れた者にも遡及し、適用します。</u>	

【予算】 変更前 総額 32,631 千円
(R2 予算 16,300 千円、債務負担 16,331 千円)
変更後 総額 76,568 千円
(R2 予算 20,300 千円、債務負担 56,268 千円)